

「CODE・ガイドライン」

○行動規範(ガイドライン)

CODE(海外災害援助市民センター、Citizens towards Overseas Disaster Emergency)の行動規範として、国際社会のなかでも災害時に尊重されている「国際人権法」、「スフィアプロジェクト・行動規範」などに掲げてある内容を尊重しつつ、阪神・淡路大震災から学んだ教訓をもとに、CODEとしての行動規範をここにあげる。この規範に触れていないことに関しては、国際人権法やスフィアプロジェクトの行動規範が前提となる。なお、このガイドラインはCODEの活動を展開しながら常に見直されていくものとする。

- 1、何よりも、持続的かつ自律的復興を支える市民力の育成を優先する。
- 1、援助の対象の決定には、地域の次世代を支えるこどもや、女性、障害者、高齢者、外国人などの社会的弱者を最優先する。
- 1、援助の対象地域の決定には、援助の届いていない地域、届きにくい地域を優先する。
- 1、災害後の復興段階を認識した上で必要なサポートを行い、少なくとも災害前より悪い状態にしない。
- 1、地元のNGOやCBOという信頼できるカウンターパートナーと協働し、援助活動を行う。
- 1、地元の自治体や地元に関係している国際機関とも連携し、有機的な援助活動となるよう努力する
- 1、住居の再建に際しては、現地の技術、材料を最大限活かし、現地の技術力を高める形で、耐震など減災技術を導入する。
- 1、甚大な被害を二度と繰り返さないための援助プログラムの実施に、可能な限りかかわる。
- 1、復興の主体である被災当事者の自律・自立をサポートする。自立して「食べていける」方策を、ともに考える。
- 1、被災地の文化・慣習を尊重しつつ、互助・共助を実現する過程で「人権」への意識の内発性を支える。
- 1、救援活動は、地元の対応能力に基づくが、創造的復興のためには協調して市民力を高める。
- 1、被災者の「人間としての尊厳」を尊重し、主体的に創造的復興過程に参画

する機会や場が創出されるように支える。

1、救援過程を通して学んだことを、次の救援だけでなく、将来の災害に対する脆弱性の軽減に役立たせる。

1、救援者の支援が大切であることを常に意識しておく。

1、活動後には、成功体験の共有だけでなく、失敗の共有を大切にし、フィードバックを図る。

*** なお CODE として直接援助に係わる期間の見極めとしては**

1、被災地におけるカウンターパートが、主体的にかつ自発的、持続的な活動を行える状態にあることを確認する。

1、いかなる課題が残っていようとも、CODE としては最大 2 年を越えて直接的にはかかわらない。

1、CODE の加盟団体が援助を継続するならば、間接的にその個人・NGO を支援する場合もある。

1、支援する側の人的・物的リソースの限度も見極める。なお、この限度を常に高めるような努力を続けるのも CODE の責務である。